

# 北海道感染症危機管理対策本部会議

## 第 2 回 本 部 員 会 議

日時：令和2年1月31日（金）15：30～

場所：本庁3階テレビ会議室

1 開 会

2 状況報告

3 今後の対応

4 対策指示 ～ 知事

5 閉 会

# 新型コロナウイルス関連肺炎について

保健福祉部 (R2.1.31)

昨年12月以降、中華人民共和国武漢市において新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者が確認されており、1月28日、道内で1例目となる感染者が確認されました。

国では1月28日、この感染症を感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定するなど対策を強化しています。

道としても、感染者等の発生時の対策を強化するとともに道民や関係機関の皆様への情報提供、相談対応の充実を図るなどして、さらなる感染拡大の防止に向けて取り組みます。

## 1 発生の状況

### (1) 道内の発生状況

①年代：40代

②性別：女性

③居住地：中国人民共和国（湖北省武漢市）

④症状、経過：

1月26日 体調不良のため外出せず。夜間に咳、発熱あり。

1月27日 北海道内の医療機関Aを受診。胸部レントゲン検査にて肺炎像を認めた。医療期間Bへ転院し入院。インフルエンザ陰性。

1月31日 引き続き医療機関において、院内感染対策を実施の上で、治療中。  
症状は回復傾向にある。

※濃厚接触者2名は所管保健所で健康観察を継続中

### (2) 国内の発生状況（厚生労働省発表）

1月30日18時現在、確認されている感染者は 12名

## 2 国の対応

- (1) 着実な検疫の実施及び強化（全ての航空便において質問票の配布、機内アナウンスの拡大、健康カードの配布等の強化）
- (2) 国内における感染拡大防止に向けた対策の強化（地方自治体、医療機関と連携、地方衛生研究所での検査）
- (3) 国民への情報提供（宿泊施設への周知、国民向けQ&A）
- (4) 1月28日、指定感染症（感染症法第6条）及び検疫感染症（検疫法第2条第3項）に指定する方針決定
- (5) 1月31日、WHOの緊急宣言を受け、令和2年1月28日交付「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行について（施行通知）」（2月7日施行）を2月1日に前倒しで施行することを決定。

## 3 道の対応

- (1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知しており、今後指定感染症への取り扱い変更について周知徹底。
- (2) 新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制整備（1/30から検査可能）
- (3) 道民等の皆様への情報提供、注意喚起
  - (ア) ホームページ等により道民の皆様への情報提供  
Q&A、休日夜間の電話対応開始
  - (イ) 春節を迎えて多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊技施設等への注意喚起

を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼。

1/22 宿泊施設、関係団体等（宿泊者への対応等）、外国人相談センター

1/23 観光関係団体等

1/30 宿泊施設、観光関係団体等（衛生管理等）

(ウ) 保健所等による相談対応

(4) 1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出

(5) 関係会議の開催状況

1月23日 庁議

1月24日 緊急保健所長会議

1月24日 感染症危機管理対策本部幹事会開催

1月28日 " 本部設置、第1回本部会議開催

1月31日 " 第2回本部会議開催

1月31日緊急保健所長会議開催

● 道民の皆様へ

- ・風邪やインフルエンザが多い時期であることを踏まえ、咳エチケットや手洗い等、通常の感染症対策を行うことが重要です。
- ・武漢市などから帰国・入国される方で、咳や発熱等の症状がある場合は、マスクを着用する等し、武漢市への滞在歴があることを申告した上、速やかに医療機関を受診して下さい。